

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会（第12回）議事概要

- 1 日時： 平成20年1月31日（火）9：31～11：20
- 2 場所： 総理官邸三階南会議室
- 3 出席者：
（委員・50音順、敬称略）
江口克彦、岡村正、堺屋太一、佐々木毅、高木剛、田中一昭、屋山太郎
（政府）
山本内閣府副大臣、二橋内閣官房副長官、戸井田内閣府政務官
福井行政改革推進室長、株丹行政改革推進室次長
- 4 議事次第
 - （1）開会
 - （2）懇談会報告書について
 - （3）閉会
- 5 議事の経過
 - 資料1（「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書（案）（第11回懇談会資料1からの修正見え消し））について、修正部分及び主な論点について岡村座長から説明があった。その後、資料1の内容について議論が行われたが、委員の主な意見は以下のとおり。

【政務スタッフ】P2
（「政務秘書官」を「政務スタッフ」に変更している点について）
 - ・正式名称にするならば横文字が入っていない方がよいのでは。
 - ・現行の秘書官との違い等を考慮して、「政務スタッフ」でよいのではないか。
→報告書（案）内容の「政務スタッフ」とすることになった。
【幹部候補育成課程】P5
（幹部候補の選抜に関し、「総合職試験採用者は、原則として幹部候補育成課程に在籍するが、勤務状況の劣る者は、課程への選抜から外れ

る。本人の意志による転換も当然ありえる」の部分削除した点について)

- ・ 削除した部分は、「原則として幹部候補育成課程に在籍」「勤務状況の劣る者は、課程への選抜から外れる」といった内容であり、かなり少人数しか課程から外れないような印象を受けるため、このまま元に戻すのはいかがなものか。
- ・ 総合職に対するインセンティブを残すことは重要であり、提出された意見を踏まえ工夫したらどうか。
- ・ 前回会合で検討しとりまとめた経緯もあり、原案のままでよいのではないか。
- ・ 原則在籍という表現は削除する形で修正を行えばよいのではないか。
- ・ 削除した部分をそのまま残せば、今のキャリアシステムを総合職として残すことになるのではないか。
- ・ 入口で幹部候補生をとることは必要ではないか。
→原則在籍という表現は削除する等修正した上で記載することとなった。

【責任追求】 P 8

(「職業倫理の確立」に、「すでに退職した公務員も含め、職責を果たさなかったことに対する責任追及の方策を確立する」を追加するかどうかについて)

- ・ 国に損害を与えた国家公務員にも何らかの賠償責任を負わせるべき。少なくとも、そのようなことを「検討する」ぐらいは書けないか。
- ・ 株主代表訴訟と同じようにできるのか。立法府との関係、立法府の不作為はどうなるのか。
- ・ 政治家は選挙があるので、多少中身が違うのでは。
- ・ 担当の行政官だけの責任なのか。行政を監視する議会の不作為はどう判断されるのか。
- ・ 過去の判断を後から批判するのは簡単だが、その時々での環境などを考慮した上で判断の是非を判断するのは難しいのでは。
- ・ 名誉剥奪であれば行政の判断でできるが、損害賠償などは難しいのでは。
- ・ 現在も求償する制度はあるのに、それが使われていないことが問題なのでは。
- ・ ルール自体の難しさとルールの運用上の難しさがある。後者について

- は、適切に実行することによって国民の理解を得るようにはすべきでは。
- ・ 信賞必罰が有名無実化していると書けばよいのでは。
 - ・ 倫理観の部分があっさりしすぎているのではないか。「罰」の方を書くのであれば、「賞」の部分も同様にしっかり書くべき。官僚の意識改革を図ることが重要であり、あれをするな、これをするなと書くことが良いことではない。かえって、抜け道探しばかりするようになるのでは。
 - ・ 報告書は、やる気を出すようなインセンティブは沢山ある。現行の規定を適正かつ厳格に適用する旨追加してはどうか。
 - 「職務権限と責任の範囲を明確にする。」の後に、責任の追及のあり方について、現行規定を適正かつ厳格に適用する旨追加することとなった。

【人事管理に関する責任体制】 P 1 2

(人事管理に関する責任体制における団体交渉を行うための使用者機関について)

- ・ 内閣人事庁には、使用者機関としての側面もあったはず。今の書き方は、幹部人事の一元化を行う組織にみえる。最低でも内閣人事庁の設置法には、両者が包含されるようにしてほしい。
- ・ 書き出しが「総合職の採用・・・」で始まっているが、後段の「内閣人事庁は、国家公務員の人事管理について、政府を代表して国民に対し説明責任を行う。」の部分を最初に持ってくるべきでは。
- ・ 「(2) 労働基本権等」の部分は、「専門調査会の報告を尊重する」と書いているが、誰が尊重するのか分からない。政府が考えるということであればそれでもよい。
- ・ これまでの議論を踏まえれば、将来的には団体交渉は内閣人事庁が行うことになるが、書きぶりとしてはこれでよいのでは。
 - 「内閣人事庁は、国家公務員の人事管理について、政府を代表して国民に対し説明責任を負う。」の部分を前段にもってくるようになった。

【時間軸】 P 1 3

(「平成23年の通常国会に提出し」の部分について、可能なものからなるべく早く実施に移すため、「遅くとも平成23年の通常国会に提出し」と改めるかどうかについて。)

- ・指摘のとおりでよいが、遅くとも5年以内に改革を実施するとしている部分は、本報告後とすべきでは。
 - 改革の実施に必要な関係法案については、遅くとも平成23年の通常国会に提出するとともに、本報告後5年以内に改革を実施する旨修正することとなった。

【その他】

(内閣人事庁の長) P 12

- ・内閣人事庁のトップは官房長官とすべきでは。
- ・官房長官ではなく、担当大臣を付けるべきでは。現実的に官房長官は忙しすぎて無理なのでは。
- ・大変重い制度づくりを担当することになるのだから、報告書(案) (「国務大臣を長」) のままで良いのでは。
 - 変更は行わないこととなった。

(国家戦略スタッフ) P 7

- ・現在のものと違うものであることを明確にするため、制度化する等の言葉を入れてはどうか。
- ・府省の立場を超えてという言葉を加えるなど、指摘の趣旨は明確になっているのではないか。
 - 変更は行わないこととなった。

※その他、用語の修正等についての意見が出され、検討が行われた。

- 本日の議論を踏まえ、一部修正を行うこととした上で、報告書(案) が了承された。なお、具体的な文言の修正や総理への報告書提出については、岡村座長に一任された。

<文責：内閣官房行政改革推進室（速報のため事後修正の可能性あり）>